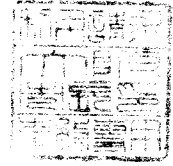


利 用 決 定 通 知 書

大総務公第16号  
令和元年5月28日

田口 俊夫 様

大阪市長 松井 一郎



平成31年4月17日付けの利用請求について、大阪市公文書管理条例第19条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供することを決定したので通知します。

|                |  |
|----------------|--|
| 特定歴史公文書等の簿冊等名称 | 別紙一覧表のとおり                                  |
| 利用に供する日時       | 別途調整させていただきます。                             |
| 利用に供する場所       | 大阪市公文書館                                    |
| 利用の実施方法        | 閲覧   |
| 担 当            | 大阪市公文書館 (担当：山田)<br>(電話番号 06 - 6534 - 1662) |
| 備 考            |  |

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 特定歴史公文書等を利用するには、この通知書を受付へ提示してください。

一覧表

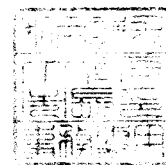
| No. | 簿冊名称                                | 簿冊副題                       | 最初編集年度 | 最終編集年度 | 配架番号                     |
|-----|-------------------------------------|----------------------------|--------|--------|--------------------------|
| 1   | 協議関係書類                              | 受益者負担金担保証券利<br>利受払整理簿      | 昭和17年度 | 昭和26年度 | 00003197                 |
| 2   | 協議関係書類                              | 昭和25年度調定決議書<br>類           | 昭和24年度 | 昭和25年度 | 00003212                 |
| 3   | 例規関係書                               |                            | 昭和25年度 | 昭和26年度 | 00008831                 |
| 4   | 大阪市電気局報                             | 175 198号                   | 昭和5年度  | 昭和5年度  | 00002510                 |
| 5   | 昭和26年度大阪市決算書                        |                            | 昭和26年度 | 昭和26年度 | 00008744                 |
| 6   | 土地収用損失補償金事件収<br>用審査会の裁決に対する不<br>服の訴 |                            | 昭和13年度 | 昭和17年度 | 00000543<br>整理番号<br>592  |
| 7   | 御堂筋線及梅田九條線土地<br>収用関係書類綴             |                            | 昭和10年度 | 昭和12年度 | 00001414                 |
| 8   | 賦課原簿                                | 淀屋橋負担区1                    | 昭和8年度  | 昭和8年度  | 00003152                 |
| 9   | 賦課原簿                                | 本町負担区1                     | 昭和8年度  | 昭和8年度  | 00003157                 |
| 10  | 賦課原簿                                | 心齋橋負担区1                    | 昭和8年度  | 昭和8年度  | 00003161                 |
| 11  | 賦課原簿                                | 梅田負担区全                     | 昭和10年度 | 昭和10年度 | 00003165                 |
| 12  | 賦課原簿                                | 難波負担区4                     | 昭和10年度 | 昭和10年度 | 00003167                 |
| 13  | 賦課原簿                                | 大国町負担区割                    | 昭和13年度 | 昭和13年度 | 00003171                 |
| 14  | 賦課原簿                                | 動物園前負担区割                   | 昭和13年度 | 昭和13年度 | 00003176                 |
| 15  | 賦課原簿                                | 天王寺負担区割                    | 昭和13年度 | 昭和13年度 | 00003177<br>整理番号<br>3068 |
| 16  | 市有 天王寺                              |                            | 昭和13年度 | 昭和13年度 | 00003177<br>整理番号<br>3069 |
| 17  | 協議関係書類                              | 負担規程改正に関する書<br>類           | 昭和14年度 | 昭和14年度 | 00003182                 |
| 18  | 協議関係書類                              | 高速度軌道建設受益者負<br>担規程制定に関する一件 | 昭和3年度  | 昭和12年度 | 00003183                 |
| 19  | 梅田、淀屋橋、本町、心齋<br>橋、難波負担区画賦課決議<br>書   |                            | 昭和8年度  | 昭和11年度 | 00003185                 |
| 20  | 都市計画法関係書類                           |                            | 大正14年度 | 昭和5年度  | 00013593                 |
| 21  | 都市計画法関係書類                           |                            | 昭和11年度 | 昭和14年度 | 00013595                 |

部分利用決定通知書

大総務公第17号  
令和元年5月28日

田口 俊夫 様

大阪市長 松井 一郎



平成31年4月17日付けの利用請求について、大阪市公文書管理条例第19条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の一部を利用に供することを決定したので通知します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 特定歴史公文書等の簿冊等名称  | 土地収用損失補償金事件収用審査会の裁決に対する不服の訴<br>昭和13年年度～昭和17年度編集 (配架番号543 簿冊整理番号591)   |
| 利用に供する日時        | 別途調整させていただきます。  |
| 利用に供する場所        | 大阪市公文書館   |
| 利用の実施方法         | 閲覧  |
| 利用に供しないこととした部分  | 上記簿冊における族称、続柄、氏名記載部分  |
| 上記の部分を利用に供しない理由 | 大阪市公文書管理条例第16条第1項第1号アに該当<br>(説明) 利用に供しないこととした部分の個人の情報は、重要な個人情報であって当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、これを公にすることにより、当該個人又はその関係者の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 |
| 担当              | 大阪市公文書館 (担当: 山田)<br>(電話番号06 - 6534 - 1662)  |
| 備考              |   |

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を受付へ提示してください。

利 用 決 定 通 知 書

大総務公第61号  
令和元年8月9日

田口 俊夫 様

大阪市長 松井 一郎



令和元年8月6日付けの利用請求について、大阪市公文書管理条例第19条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供することを決定したので通知します。

|                |  |
|----------------|--|
| 特定歴史公文書等の簿冊等名称 | 別紙一覧表のとおり                                  |
| 利用に供する日時       | 別途調整させていただきます。                             |
| 利用に供する場所       | 大阪市公文書館                                    |
| 利用の実施方法        | 閲覧   |
| 担 当            | 大阪市公文書館 (担当：山田)<br>(電話番号 06 - 6534 - 1662) |
| 備 考            |  |

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を受付へ提示してください。

一覧表

| No. | 簿冊名称   | 簿冊副題                     | 最初編集年度 | 最終編集年度 | 配架番号  |
|-----|--------|--------------------------|--------|--------|-------|
| 1   | 協議関係書類 | 昭和25年度調定決議書類             | 昭和24年度 | 昭和25年度 | 3212  |
| 2   | 例規関係書  |                          | 昭和25年度 | 昭和26年度 | 8831  |
| 3   | 協議関係書類 | 高速度軌道建設受益者負担規程制定に関する一件書類 | 昭和3年度  | 昭和12年度 | 3183  |
| 4   | 市公報綴   |                          | 昭和10年度 | 昭和10年度 | 13885 |
| 5   | 市公報綴   |                          | 昭和26年度 | 昭和26年度 | 13904 |

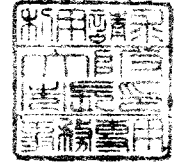


利 用 決 定 通 知 書

大総務公第92号  
令和元年9月30日

田口 俊夫 様

大阪市長 松井 一郎



令和元年8月23日付けの利用請求について、大阪市公文書管理条例第19条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供することを決定したので通知します。

|                |  |
|----------------|--|
| 特定歴史公文書等の簿冊等名称 | 別紙一覧表のとおり<br>ただし、索引目次に限る。                  |
| 利用に供する日時       |  |
| 利用に供する場所       |  |
| 利用の実施方法        | 写しの交付                                      |
| 担 当            | 大阪市公文書館 (担当：山田)<br>(電話番号 06 - 6534 - 1662) |
| 備 考            |  |

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を受付へ提示してください。

一覧表

|    | 簿冊名称   | 簿冊副題   | 最初編集年度 | 最終編集年度 | 配架番号  |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1  | 例規決議書類 | その2    | 昭和27年度 | 昭和27年度 | 14436 |
| 2  | 例規決議書類 | 其ノ三    | 昭和27年度 | 昭和27年度 | 14437 |
| 3  | 例規決議書類 | 其ノ三    | 昭和27年度 | 昭和27年度 | 14438 |
| 4  | 例規決議書類 | 警察制度改革 | 昭和27年度 | 昭和27年度 | 14439 |
| 5  | 例規決議書類 | その1    | 昭和27年度 | 昭和27年度 | 14440 |
| 6  | 例規決議書類 |        | 昭和28年度 | 昭和28年度 | 14443 |
| 7  | 例規決議書類 |        | 昭和28年度 | 昭和28年度 | 14444 |
| 8  | 例規決議書類 |        | 昭和28年度 | 昭和28年度 | 14445 |
| 9  | 例規決議書類 |        | 昭和28年度 | 昭和28年度 | 14446 |
| 10 | 例規決議書類 | その1    | 昭和29年度 | 昭和29年度 | 14447 |
| 11 | 例規決議書類 | その2    | 昭和29年度 | 昭和29年度 | 14448 |
| 12 | 例規決議書類 | その3    | 昭和29年度 | 昭和29年度 | 14449 |
| 13 | 例規決議書類 | その3    | 昭和29年度 | 昭和29年度 | 14450 |
| 14 | 例規決議書類 | その1    | 昭和30年度 | 昭和30年度 | 14451 |
| 15 | 例規決議書類 | その1    | 昭和30年度 | 昭和30年度 | 14452 |
| 16 | 例規決議書類 | その2    | 昭和30年度 | 昭和30年度 | 14453 |
| 17 | 例規決議書類 |        | 昭和31年度 | 昭和31年度 | 14454 |
| 18 | 例規決議書類 |        | 昭和31年度 | 昭和31年度 | 14455 |
| 19 | 例規決議書類 |        | 昭和31年度 | 昭和31年度 | 14456 |
| 20 | 例規決議書類 |        | 昭和31年度 | 昭和31年度 | 14457 |
| 21 | 例規決議書類 |        | 昭和32年度 | 昭和32年度 | 14458 |
| 22 | 例規決議書類 |        | 昭和32年度 | 昭和32年度 | 14459 |
| 23 | 例規決議書類 |        | 昭和32年度 | 昭和32年度 | 14460 |
| 24 | 例規決議書類 |        | 昭和33年度 | 昭和33年度 | 24802 |
| 25 | 例規決議書類 |        | 昭和33年度 | 昭和33年度 | 24803 |
| 26 | 例規決議書類 |        | 昭和33年度 | 昭和33年度 | 24804 |
| 27 | 例規決議書類 | その1    | 昭和34年度 | 昭和34年度 | 14461 |
| 28 | 例規決議書類 | その2    | 昭和34年度 | 昭和34年度 | 14462 |
| 29 | 例規決議書類 | その2    | 昭和34年度 | 昭和34年度 | 14463 |
| 30 | 例規決議書類 | その3    | 昭和34年度 | 昭和34年度 | 14464 |
| 31 | 例規決議書類 |        | 昭和35年度 | 昭和35年度 | 14465 |
| 32 | 例規決議書類 |        | 昭和35年度 | 昭和35年度 | 14466 |
| 33 | 例規決議書類 |        | 昭和35年度 | 昭和35年度 | 14467 |
| 34 | 例規決議書類 |        | 昭和35年度 | 昭和35年度 | 14468 |
| 35 | 例規決議書類 |        | 昭和35年度 | 昭和35年度 | 14469 |
| 36 | 例規決議書類 |        | 昭和36年度 | 昭和36年度 | 14470 |
| 37 | 例規決議書類 |        | 昭和36年度 | 昭和36年度 | 14471 |
| 38 | 例規決議書類 |        | 昭和36年度 | 昭和36年度 | 14472 |
| 39 | 例規決議書類 |        | 昭和36年度 | 昭和36年度 | 14473 |
| 40 | 例規決議書類 |        | 昭和37年度 | 昭和37年度 | 14474 |
| 41 | 例規決議書類 |        | 昭和37年度 | 昭和37年度 | 14475 |
| 42 | 例規決議書類 |        | 昭和37年度 | 昭和37年度 | 14476 |
| 43 | 例規決議書類 |        | 昭和37年度 | 昭和37年度 | 14477 |
| 44 | 例規決議書類 |        | 昭和37年度 | 昭和37年度 | 14478 |
| 45 | 例規決議書類 |        | 昭和38年度 | 昭和38年度 | 14479 |
| 46 | 例規決議書類 |        | 昭和38年度 | 昭和38年度 | 14480 |
| 47 | 例規決議書類 |        | 昭和38年度 | 昭和38年度 | 14481 |
| 48 | 例規決議書類 |        | 昭和38年度 | 昭和38年度 | 14482 |
| 49 | 例規決議書類 |        | 昭和38年度 | 昭和38年度 | 14483 |
| 50 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14484 |
| 51 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14485 |
| 52 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14486 |
| 53 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14487 |
| 54 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14488 |
| 55 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14489 |
| 56 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14490 |
| 57 | 例規決議書類 |        | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14491 |

|    |        |  |        |        |       |
|----|--------|--|--------|--------|-------|
| 58 | 例規決議書類 |  | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14492 |
| 59 | 例規決議書類 |  | 昭和39年度 | 昭和39年度 | 14493 |
| 60 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14494 |
| 61 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14495 |
| 62 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14496 |
| 63 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14497 |
| 64 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14498 |
| 65 | 例規決議書類 |  | 昭和40年度 | 昭和40年度 | 14499 |
| 66 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14500 |
| 67 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14501 |
| 68 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14502 |
| 69 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14503 |
| 70 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14504 |
| 71 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和41年度 | 14505 |
| 72 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 14506 |
| 73 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 14507 |
| 74 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 14508 |
| 75 | 例規決議書類 |  | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 14509 |
| 76 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14510 |
| 77 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14511 |
| 78 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14512 |
| 79 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14513 |
| 80 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14514 |
| 81 | 例規決議書類 |  | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 14515 |

14515